

相続による土地の所有権の移転登記等 に対する 登録免許税の免税措置について

令和7年度の税制改正により、次の1及び2の登録免許税の免税措置について、その適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。

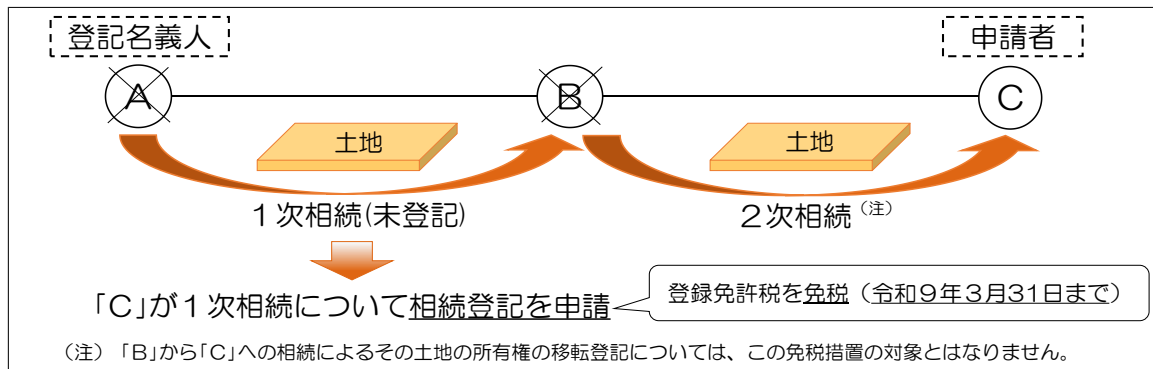
1 相続により土地を取得した個人が登記を受ける前に死亡した場合の登録免許税の免税措置

《特例の概要》

相続（相続人に対する遺贈を含みます。以下同じです。）により土地の所有権を取得した個人が、その相続によるその土地の所有権の移転登記を受ける前に死亡した場合には、令和9年3月31日までに、その死亡した個人をその土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さないこととされています（租税特別措置法第84条の2の3第1項）。

登 記 の 種 類	本則税率	特 例 (適用期限：R9.3.31まで)
相続による土地の所有権の移転登記	0.4 %	免 税

《イメージ》



2 少額の土地を相続により取得した場合の登録免許税の免税措置

《特例の概要》

個人が、令和9年3月31日までに、土地について所有権の保存登記（不動産登記法第2条第10号に規定する表題部所有者の相続人が受けるものに限りです。以下同じです。）又は相続による所有権の移転登記を受ける場合において、これらの登記に係る登録免許税の課税標準となる不動産の価額（注）が100万円以下であるときは、その土地の所有権の保存登記又はその土地の相続による所有権の移転登記については、登録免許税を課さないこととされています（租税特別措置法第84条の2の3第2項）。

登 記 の 種 類	本則税率	特 例 (適用期限：R9.3.31まで)
土地の所有権の保存登記	0.4 %	免 税
相続による土地の所有権の移転登記	0.4 %	免 税

(注) 市町村役場で管理している固定資産課税台帳に登録された価格がある場合は、その価格です。固定資産課税台帳に登録された価格がない場合は、登記官が認定した価額になりますので、その不動産を管轄する登記所にお問い合わせください。